

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 6 条の規定に基づいて、熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業を特定事業として選定したので、法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成 16 年 7 月 7 日

国立大学法人熊本大学長 崎元 達郎

特定事業「熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業」の選定について

1. 事業概要

熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業(以下「本事業」という。)は、国立大学法人熊本大学(以下「大学」という)の黒髪団地南地区における理工系施設の改修を対象とする。今回対象とする全ての施設は整備後 25 年以上経過しており、建物の老朽化、耐震性能の低下及びライフラインの劣化等の問題が顕在化している。これらの問題を解消することに加え、現在分散している諸室の集約化・共有化及び合理的な配置により既存施設の有効利活用を図ることで国立大学法人における教育・研究施設としてふさわしい環境を創出することを目的として、校舎施設の改修整備を行う。

(1) 施設整備概要

- | | |
|----------|--|
| 1) 施設の種類 | 校舎施設 |
| 2) 計画地 | 熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号 熊本大学黒髪団地
(南地区構内) |
| 3) 施設規模 | 延床面積 約 23,830 m ² (増築及び既設改修増含む) |

(2) 事業内容

選定事業者が熊本大学(黒髪南)工学部他校舎の設計と改修工事(増築含む。以下、「改修」という。)を行い、維持管理業務を遂行することを事業の内容とする。熊本大学(黒髪南)工学部他校舎の運営業務及び研究・教育業務については、大学が行う。

また、事業期間は事業契約締結の翌日から平成 31 年 3 月までの期間とする。

対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

- 1) 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備業務
- 2) 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設維持管理業務

(3) 事業方式

選定事業者は大学が所有する土地にある工学部他校舎を解体(躯体を除く)設計・改修した後に、事業期間中に係る維持管理業務を実施する R O (Rehabilitate - Operate) 方式とする。なお、維持管理業務は改修工事が終了し引渡完了した部分から開始する。

2. 熊本大学が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、大学が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、大学が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	熊本大学が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	開業費 設計・改修費 維持管理費 修繕費 保険料 税金（国税）を調整 等	開業費 設計・改修費 維持管理費 修繕費 保険料 選定事業者からの税金（国税）を調整 モニタリング費 等
共通条件	- 調査・設計・改修期間 約 35 ヶ月 - 維持管理期間 13 年 2 ヶ月～11 年 1 ヶ月（改修工事終了し引渡完了した部分から供用開始し、平成 31 年 3 月末まで） - 施設規模 延床面積 約 23,830 m² - インフレ率 0% - 割引率 4%	
設計及び改修に関する費用	大学の類似施設及び公共施設の実績並び近年の物価水準等に基づき算定	設計及び改修の一括発注による効率化がはかられ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト縮減を想定
維持管理に関する費用	事業内容に応じた業務範囲において、大学の類似施設及び公共施設の実績等に基づき算定	設計・改修・維持管理の一括発注による効率化がはかられ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト縮減を想定
資金調達に関する事項	一般財源	- 自己資金 - 市中銀行借入 調達金利 過去 10 年間平均

2) 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、大学が自ら実施した場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を大学が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 6%削減されるものと見込まれる。

また、この他に定量化は困難であるが、選定事業者に移転したリスクがあることを勘案すると、さらなる VFM の拡大が見込まれることになる。

(2) PFI 方式により実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、財政の効率的使用（VFM）の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 効率的な設計・建設・維持管理の実施

本事業は PFI 方式を用いることにより、設計・改修・維持管理までを一括して選定事業者に任せるため、各業務毎に発注する場合と比較して効率化がはかられ、結果かかる費用の最小化を視野に入れた整備が可能になる。また、併せて選定事業者の創意工夫が発揮されるものとして期待できる。

2) 教育研究環境の向上

PFI 方式によるサービスの提供は、設計・改修から維持管理までの一貫した体制を採用することで、施設の利用しやすさや機能性が高まり、教育研究環境が向上するものと期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を大学及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務が円滑に遂行され、また安定した事業運営につながるものと期待できる。

4) 財政支出の平準化

PFI 方式で実施する場合、大学は選定事業者に対し、改修等の費用を改修時及び維持管理期間を通じて毎年一定額を支払うことから、財政支出の平準化が可能となる。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI 方式にて実施することにより、大学が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 6%の財政負担額の削減率が見込まれる。また、定量化できない定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに法第 6 条に基づく特定事業として選定する。